

2017年11月30日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

きょうされん

理事長 西村 直

食事提供体制加算の継続を求める緊急要請書

貴省におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、社会福祉の増進にご尽力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、先日、11月27日に開催された第15回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で、食事提供体制加算の廃止が提案されました。

食事提供体制加算が廃止されれば、障害のある利用者の大幅な負担増となるか、または事業者の大幅減収となります。食事提供は、利用者の日々の健康保持とも切り離せないものであり、過去三回の報酬改定の際の延長も、本措置が必要であることの証明であります。

障害者の利用者負担については、厚生労働省（国）と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意（平成22年1月）や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成23年8月）も経て、順次軽減されてきました。今回の食事提供体制加算の廃止に伴う利用者負担の発生は、今後の支援に対する利用者負担の回帰の端緒となるものとの懸念も生まれています。

つきましては、貴省に対しまして以下の要請をいたしますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 現在進められている報酬改定の検討の中で、食事提供体制加算の廃止は行なわないでください。

<問い合わせ先>

きょうされん

担当：多田 薫

東京都中野区中央 5-41-18-4F

Tel：03-5385-2223

Fax：03-5385-2299

E-mail：zenkoku@kyosaren.or.jp